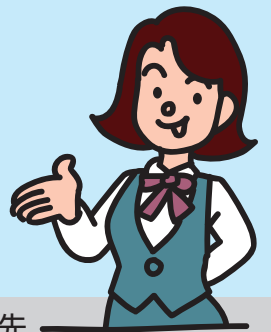


65歳になった方の市・道民税を

# 公的年金から特別徴収します



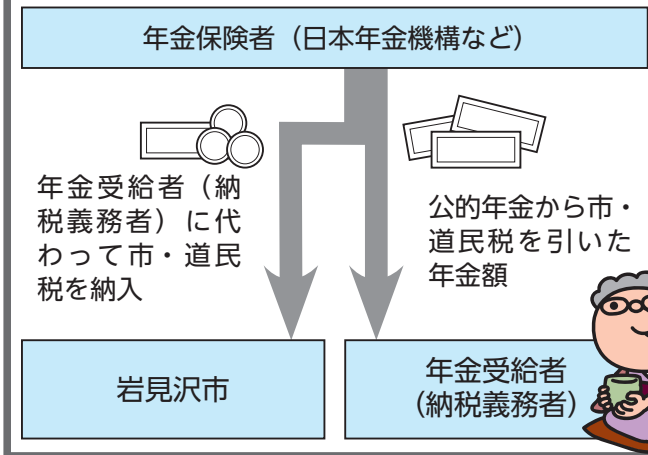
申告・問合せ先  
市税務課市民税グループ

65歳以上の方の公的年金所得に係る市・道民税は、特別徴収により納めることが地方税法で定められています。

今年度から新たに対象となる方は、10月に支給される年金から市・道民税の特別徴収が開始されます。

## 年金特別徴収とは

年金保険者（日本年金機構など）が、市・道民税を公的年金から引き落として、年金受給者（納税義務者）に代わり市・道民税を納める制度です。



## 年金特別徴収を開始する方

● 昨年の4月2日から今年の4月1日までの間に65歳になった方で、年金所得に係る市・道民税の納付義務のある方

● 今年の4月1日現在、65歳以上で、昨年度途中の税額変更などにより特別徴収が停止し、年金所得に係る市・道民税を普通徴収（納付書や口座振替）で納めている方

## 年金特別徴収ができない方

65歳以上で公的年金所得がある方でも、左記に該当するときは、特別徴収の対象になりません。（障害年金や遺族年金は非課税のため特別徴収の対象になりません）

- 各年金保険者の都合により特別徴収できないとき
- 介護保険料が公的年金から特別徴収されていないとき
- 特別徴収されるべき市・道民税の金額が公的年金から引ききれないとき

## 納税通知書をご確認ください

今年6月中旬に送付している「平成28年度市民税・道民税（個人住民税）税額決定・納税通知書」の「4ページ目」に、年金から差し引かれる税額を記載していますので、ご確認ください。

なお、6月以降に税額変更などがあった方には、新たに通知書を送付していますので、最新の通知書も併せてご確認ください。

公的年金からの特別徴収について

年金からの特別徴収は以下の公的年金から特別徴収されます。

支払者名称	公的年金種類	公的年金の金額
平成28年	平成28年	平成28年
平成29年	平成29年	平成29年

平成28年度 仮特別徴収税額の通知

あなたが引き続き公的年金からの特別徴収の対象者である場合は、平成28年度の年金からの特別徴収については8月まで以下の金額を仮徴収します。（地方税法第321条の7の8）

年	月	金額(円)
平成28年度	4月	
	5月	
平成29年度	4月	
	5月	

平成28年度 年金特別徴収税額(仮徴収分)

年	月	金額(円)
平成28年度	4月	
	5月	
平成29年度	4月	
	5月	

仮徴収税額が年金特別徴収額を上回ったため納税停止となった場合は還付を行います。

特別徴収になる方は、年金の名称と税額が記載されています

## 税の申告はお済みですか

市・道民税の申告をしていない方で、市・道民税の計算に反映されていない控除（社会保険料控除、生命保険料控除、扶養控除、医療費控除など）がある場合は、申告により控除を追加・修正することができます。詳しくはお問い合わせください。